

立教大学日本学研究所年報 編集規約

第一条 (名称) 本誌の名称は、立教大学日本学研究所年報とし、英文表記はAnnual Report of Rikkyo Japanese Studiesとする。

第二条 (目的) 本誌は、日本学研究所の研究成果を公表するとともに、日本学研究所の推進・普及に寄与することを目的とする。

第三条 (内容) 本誌は、日本学研究所の活動記録(講演会・シンポジウム・研究会等を含む)、研究論文、研究ノート、調査報告、資料紹介、新刊紹介、書評、その他編集委員会が認めたものを掲載する。

第四条 (刊行回数) 本誌は、原則として年一回発行する。

第五条 (編集委員会)

(一) 編集委員会は、日本学研究所運営委員会の編集担当を中心に組織する。

(二) 編集委員会は、原稿の内容・分量等に関して、執筆者に修正、変更を求めることができる。

第六条 (投稿資格)

(一) 日本学研究所の所員及び所員であった者。

(二) 日本学研究所の研究員及び研究員であった者。

(三) 編集委員会の承認を受けたその他の者。

第七条 (投稿規定)

(一) 投稿枚数は、原則として、四百字詰め原稿用紙換算四十枚以内(本文、注、参考文献等を含む)とする。ただし、内容に応じて分量の増減を認める場合もある。

(二) 原稿は縦書きを原則とする。横書き掲載を希望の場合、事前に相談のこと。

(三) 原稿は、原則としてプリンター印字原稿とし、二部を提出すること。併せて電子媒体(CD・ROMかUSBメモリ)。研究所宛のメールも可)も提出すること。

(四) 写真・図版等の掲載を希望する場合、必ず所蔵者・著作権者等に執筆者が許諾を得ること。その際に発生する掲載料等は執筆者の負担とする。

(五) 投稿論文の採否は、編集委員会による審査の上、決定する。

(六) 校正は、初校のみ著者校正とする。

(七) 提出された原稿等は返却しない。

(八) 執筆者には掲載誌三部を進呈する。抜刷を希望する場合、実費自己負担とする。

(九) 投稿先は、日本学研究所事務局宛(原則郵送)とする。

(十) 投稿の締切日等については編集委員会が定め、事務局から通知する。

第八条 (立教Rojsにおける公開)

(一) 本誌に掲載された原稿は、立教大学学術リポジトリ(立教Rojs)を通じてオンライン公開する。

(二) 論文中に写真・図版等を使用している場合、原則として当該箇所はオンライン公開しないこととする。公開を希望する場合、執筆者が許諾手続きを行うこと。

(三) 第一項の公開を希望しない者は、投稿に際し、編集委員会にその旨を告知する。

第九条 (その他) 本誌の編集に関して必要な事項は編集委員会が定める。

第十条 (付則) この規約は二〇一四年四月一日から施行する。